

議案第123号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 1 号

### 消費税及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市たくまシーマックス条例の一部改正)

第1条 三豊市たくまシーマックス条例（平成 18 年三豊市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

別表三豊市たくまシーマックスの項中「1, 575 円」を「1, 500 円」に改める。

(三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 事業系一般廃棄物の項手数料の欄中「252」を「240」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

1 この表において特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

2 事業系一般廃棄物の処理手数料の額は、この表により算出した額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成 18 年三豊市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「ならない」を「ならないこと」に改める。

第20条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第20条関係）

1 三豊市上高瀬第1地区農業集落排水処理施設、三豊市大見地区農業集落排水処理施設及び三豊市北草木農業集落排水処理施設の使用料

(1) 一般家庭

使用料（月額）	1世帯当たり 2,500円	600円／人
---------	---------------	--------

(2) 事業所等

人員	1～10人	11～20人	21～40人	41～60人	61～100人	101人以上
使用料（月額）	3,000円	8,000円	16,000円	26,000円	41,000円	51,000円

2 三豊市潟満地区農業集落排水処理施設、三豊市上新田地区漁業集落排水処理施設及び三豊市大浜地区農業集落排水処理施設の使用料

(1) 一般家庭

使用料（月額）	1世帯当たり 1,000円	650円／人
---------	---------------	--------

(2) 事業所等

人員	1～10人	11～20人	21～40人	41～60人	61～100人	101人以上
使用料（月額）	3,000円	8,000円	16,000円	26,000円	41,000円	51,000円

（三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例の一部改正）

第4条 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例（平成18年三豊市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基

づく税率を乗じて得た金額をいう。) を加えた額 (当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」に改める。

別表大人の項中「600」を「580」に改め、同表子供（5歳以上～12歳未満）の項中「300」を「290」に改め、同表身体障害者・70歳以上の項中「500」を「480」に改める。

(三豊市産地形成促進施設条例の一部改正)

第5条 三豊市産地形成促進施設条例（平成18年三豊市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。) を加えた額 (当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」に改める。

別表第2 1 三豊市高瀬町産地形成促進施設の表中

「		「	
1, 000	2, 000	960	1, 910
1, 000	2, 000	960	1, 910
1, 250	2, 500	1, 200	2, 390

」

」

同表 4 たからだの里「物産館」の表食堂コーナーの項中「月額88,000」を「月額83,810」に改め、同表喫茶コーナーの項中「月額66,000」を「月額62,860」に改める。

(三豊市財田町土づくりセンター条例の一部改正)

第6条 三豊市財田町土づくりセンター条例（平成18年三豊市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。) を加えた額 (当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」に改める。

第11条第1項第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表配達散布の頃料金の欄中「11,550」を「11,000」に改め、同表

配達の項料金の欄中「8, 400」を「8, 000」に改め、同表自己取引の項料金の欄中「7, 875」を「7, 500」に改める。

(三豊市漁港管理条例の一部改正)

第7条 三豊市漁港管理条例（平成18年三豊市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表 1 漁港施設の使用料の表中

1. 5		1. 4	
3. 1	三豊市に在籍する船舶については、1. 5円とする。	2. 9	三豊市に在籍する船舶については、1. 4円とする。

「」を「」に改め、同表備考3

を次のように改める。

3 使用料の額は、この表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表 2 漁港施設の占用料の表備考3中「(昭和63年法律第108号)」を削り、「第1号及び第2号」を「1及び2」に、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

(たからだの里「環の湯」条例の一部改正)

第8条 たからだの里「環の湯」条例（平成18年三豊市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第10条第1項第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表 1 温泉利用料の表一般の項中「500」を「480」に改め、同表高齢者（年齢70歳以上の者）の項中「400」を「390」に改め、同表子供（年齢12歳未満の者）の項中「300」を「290」に改め、同表障害者等（心身障害者等）の項中「400」を「390」に改め、別表 2 貸室料の表中

2, 000	600	1, 910	580
1, 500	500	1, 430	480
2, 000	600	1, 910	580
4, 000	1, 500	3, 810	1, 430
7, 000	2, 000	6, 670	1, 910
10, 000	2, 500	9, 530	2, 390

る。

（たからだの里「湯の谷荘」条例の一部改正）

第9条 たからだの里「湯の谷荘」条例（平成18年三豊市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第10条第1項第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表 1 宿泊料の表金額（1人1泊につき）の項中「7, 300」を「6, 960」に改め、同表 2 貸室料の表中

4, 000	1, 500	3, 810	1, 430
5, 000	1, 500	4, 770	1, 430
6, 000	1, 500	5, 720	1, 430

に改める。

（たからだの里「ふるさと伝承館」条例の一部改正）

第10条 たからだの里「ふるさと伝承館」条例（平成18年三豊市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第10条第1項第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「1,500」を「1,430」に改める。

（三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例の一部改正）

第11条 三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例（平成18年三豊市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「金額」を「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第12条第1項第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

（単位：円）

区分	金額		備考
浴室	大人（1人当たり）	1,500	
	子ども（1人当たり）	800	5歳以上12歳未満
宿泊室	6,500		食事別
研修室	5,000		1時間当たり
研修ホール	3,000		1時間当たり
	A V機器使用料	5,000	
モノライダー	大人（1人当たり）	480	
	子ども（1人当たり）	290	3歳以上12歳未満
滑り台マット	1枚	100	

（三豊市粟島海洋記念公園条例の一部改正）

第12条 三豊市粟島海洋記念公園条例（平成18年三豊市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第7条中「定める」の次に「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 宿泊施設使用料

(1) ル・ポール栗島（1人1泊につき）

(単位：円)

区分	人数	宿泊料
洋室ツイン	2人利用	11,430
	1人利用	13,340
和室10人室	4人以上	9,530

(2) 栗島少年自然の家（1室1泊につき）

(単位：円)

区分	宿泊料
1室（8人まで）	14,290

(3) キャビン（1棟1泊につき）

(単位：円)

区分	利用料	備考
1棟	9,530	1棟5人までとする。

備考

- 1 幼児については、独立して寝具を利用した場合に限り、宿泊料の50パーセントの額を徴収する。
- 2 冷暖房期間は、原則として7月から9月まで及び12月から3月までとし、1人1泊につき200円徴収する。
- 3 洋室ツインの部屋において補助ベッドを利用する場合は、3,000円を宿泊料として徴収する。
- 4 宿泊は午後4時から翌日午前10時までとし、超過した場合は1室1時間につき1,000円徴収する。
- 5 キャビンにおいて、寝具を必要とする場合は、1組1,000円徴収する。

## 2 その他施設使用料

### (1) ル・ポール栗島貸室使用料（1時間当たり）

(単位：円)

区分	時間	9：00～	13：00～	17：00～
		12：00	16：00	21：00
和室	15畳	1, 910	1, 910	2, 860
	30畳	3, 810	3, 810	5, 720
テニスコート		960	960	1, 430

#### 備考

- 1 テニスコートを夜間に使用する場合は、照明料として500円徴収する。
- 2 ル・ポール栗島宿泊者の場合は、この表に掲げる額の半額とする。
- 3 冷暖房の使用料は、1室1時間につき200円徴収する。

### (2) キャンプ場

(単位：円)

テント1張り1日	持込み	960
----------	-----	-----

#### (三豊市道路占用料徴収条例の一部改正)

第13条 三豊市道路占用料徴収条例（平成18年三豊市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額」に改める。

#### (三豊市港湾管理条例の一部改正)

第14条 三豊市港湾管理条例（平成18年三豊市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表 1 港湾施設使用料の表中

「

円 1 . 5	三豊市に在籍する船舶については、 定期船 0 . 7 円
3 . 1	不定期船 1 . 5 円
2 . 8	24時間以内に撤去の場合は無料
4 . 2	
2 . 8	
4 . 2	
1 0	
1 . 3	
三豊市が定める船舶 用の水道料金の額に 50円を加算した額	を
7 , 500	
基本料金の額に5 割を加算した額	
4 . 2	
3 . 0	
月額 7 . 8	
月額 230	

」

「

円 1 . 4	三豊市に在籍する船舶については、 定期船 0 . 6 円
2 . 9	不定期船 1 . 4 円
2 . 6	24時間以内に撤去の場合は無料
4 . 0	
2 . 6	
4 . 0	
9 . 5	
1 . 2	
三豊市が定める船舶 用の水道料金の額に 50円を加算した額	に改め、
7 , 1 4 0	
基本料金の額に5 割を加算した額	
4 . 0	
2 . 8	
月額 7 . 4	
月額 2 1 9	

」

同表備考4を次のように改める。

4 使用料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての額は、この表の備考以外の部分並びに1から3までにより計算して得られた額に消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表 2 港湾施設占用料の表備考4中「（昭和63年法律第108号）」を削り、「第1号及び第2号」を「1及び2」に、「100分の105を乗じて得た額」を

「消費税等相当額を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

（三豊市仁尾マリーナ条例の一部改正）

第15条 三豊市仁尾マリーナ条例（平成18年三豊市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改正する。

（利用料金）

第8条 仁尾マリーナの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表に定める金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	県内	県外
ヨット・モーターべートの全長が14 フィート以下（陸上）	1隻1日につき 1隻1年につき	500 92,000	590 109,000
15　〃	〃	530 97,000	630 115,000
16　〃	〃	560 103,000	660 122,000
17　〃	〃	590 108,000	700 128,000
18　〃	〃	620 114,000	730 135,000
19　〃	〃	650 119,000	770 141,000

20	"	"	680	810
			125,000	148,000
21	"	"	720	860
			132,000	157,000
22	"	"	760	910
			140,000	167,000
23	"	"	800	960
			147,000	176,000
24	"	"	840	1,010
			155,000	186,000
25	"	"	880	1,060
			162,000	195,000
26	"	"	940	1,130
			173,000	207,000
27	"	"	1,000	1,190
			183,000	218,000
28	"	"	1,060	1,260
			194,000	230,000
29	"	"	1,110	1,320
			204,000	241,000
30	"	"	1,170	1,380
			215,000	253,000
31	"	"	1,230	1,450
			225,000	266,000
32	"	"	1,290	1,530
			236,000	280,000
33	"	"	1,340	1,600
			246,000	293,000
34	"	"	1,400	1,680
			257,000	307,000

35	"	"	1,460	1,750
			267,000	320,000
36	"	"	1,600	1,900
			286,000	343,000
37	"	"	1,600	1,900
			297,000	356,000
38	"	"	1,700	2,000
			309,000	371,000
39	"	"	1,800	2,100
			321,000	385,000
40	"	"	1,900	2,300
			344,000	413,000
41	"	"	2,000	2,300
			358,000	430,000
42	"	"	2,000	2,400
			372,000	446,000
43	"	"	2,100	2,500
			387,000	464,000
44	"	"	2,200	2,600
			402,000	482,000
45	"	"	2,300	2,800
			430,000	516,000
46	"	"	2,400	2,900
			448,000	538,000
47	"	"	2,500	3,100
			466,000	559,000
48	"	"	2,600	3,200
			484,000	581,000
49	"	"	2,800	3,300
			504,000	605,000

50	〃	〃	2,900	3,500
			539,000	647,000
51	〃	〃	3,100	3,700
			560,000	672,000
52	〃	〃	3,200	3,800
			583,000	700,000
53	〃	〃	3,300	4,000
			606,000	727,000
54	〃	〃	3,400	4,100
			630,000	756,000
55	〃	〃	3,700	4,400
			674,000	809,000
56	〃	〃	3,800	4,600
			701,000	841,000
57	〃	〃	4,000	4,800
			729,000	875,000
58	〃	〃	4,100	5,000
			759,000	911,000
59	〃	〃	4,300	5,200
			789,000	947,000
60	〃	〃	4,600	5,500
			844,000	1,013,000
61	フィート以上			別途
ディンギータイプヨットの全長が14	1隻1日につき	200	300	
フィート以下（陸上）	1隻1年につき	36,000	52,000	
15	〃	260	340	
		44,000	60,000	
16	〃	300	380	
		52,000	68,000	

21	〃	〃	340	420
			60,000	76,000
22	〃	〃	380	480
			68,000	84,000
23	〃	〃	420	520
			76,000	92,000
ヨット・モーターべーとの全長が20 フィート以下 (海上)		1隻1日につき 1隻1年につき	1,100 200,000	1,320 240,000
21	〃	〃	1,150	1,380
			210,000	252,000
22	〃	〃	1,210	1,450
			220,000	264,000
23	〃	〃	1,260	1,510
			230,000	276,000
24	〃	〃	1,320	1,580
			240,000	288,000
25	〃	〃	1,370	1,650
			250,000	300,000
26	〃	〃	1,430	1,710
			260,000	312,000
27	〃	〃	1,480	1,730
			270,000	324,000
28	〃	〃	1,540	1,840
			280,000	336,000
29	〃	〃	1,590	1,910
			290,000	348,000
30	〃	〃	1,650	1,980
			300,000	360,000
31	〃	〃	1,720	2,060
			313,000	375,000

32	"	"	1,790	2,140
			326,000	390,000
33	"	"	1,860	2,220
			339,000	405,000
34	"	"	1,930	2,310
			352,000	420,000
35	"	"	1,990	2,390
			363,000	435,000
36	"	"	2,080	2,470
			378,000	450,000
37	"	"	2,150	2,550
			391,000	465,000
38	"	"	2,220	2,640
			404,000	480,000
39	"	"	2,290	2,720
			417,000	495,000
40	"	"	2,360	2,800
			430,000	510,000
41	"	"	2,480	2,960
			452,000	542,000
42	"	"	2,540	3,040
			465,000	558,000
43	"	"	2,620	3,140
			479,000	575,000
44	"	"	2,700	3,240
			493,000	592,000
45	"	"	2,840	3,400
			518,000	622,000
46	"	"	2,920	3,500
			534,000	641,000

47	"	"	3,000	3,600
			550,000	660,000
48	"	"	3,100	3,720
			566,000	679,000
49	"	"	3,200	3,820
			583,000	700,000
50	"	"	3,360	4,020
			612,000	734,000
51	"	"	3,460	4,140
			631,000	757,000
52	"	"	3,560	4,260
			649,000	779,000
53	"	"	3,660	4,380
			669,000	803,000
54	"	"	3,780	4,520
			689,000	827,000
55	"	"	3,960	4,740
			723,000	868,000
56	"	"	4,080	4,880
			745,000	894,000
57	"	"	4,200	5,040
			768,000	922,000
58	"	"	4,320	5,180
			791,000	949,000
59	"	"	4,460	5,340
			814,000	977,000
60	"	"	4,760	5,600
			871,000	1,045,000
61	フィート以上			別途

上 下 架 料	契約艇・往復	フィート	モーターボ ート	ヨット
		23フィート以下	3,000	3,300
		26フィート以下	3,500	3,850
		30フィート以下	4,000	4,400
		34フィート以下	5,500	6,050
		39フィート以下	9,000	9,900
		49フィート以下	15,000	16,500
		60フィート以下	25,000	27,500
		61フィート以上	別途	別途
		ビジター艇・往復	23フィート以下	6,000
研 修 施 設		26フィート以下	7,000	8,400
		30フィート以下	8,000	9,600
		34フィート以下	11,000	13,200
		39フィート以下	18,000	21,600
		49フィート以下	30,000	36,000
		60フィート以下	50,000	60,000
		61フィート以上	別途	別途
		会議室	半日	1室につき
			1日	〃
		大研修 室	半日	〃
小研修 室		1日	〃	4,000
		半日	〃	1,000
		1日	〃	2,000
		宿泊	1人1泊につき	2,000
		シャワー	1人1回につき	200
		更衣室ロッカー	1日につき	100
		バーベキューhaus	1炉1回につき	2,000
		緑地テント1張5人用まで	1張1日につき	1,000
〃		10人用まで	〃	1,500

ポートヤード 散水栓	1時間当たり	200
〃 電気使用料	〃	100
浮桟橋 散水栓	〃	200
〃 電気使用料	〃	200
船具庫	1個1年につき	20,000
クラブハウス	1m <sup>2</sup> 1日につき	20
屋外	1m <sup>2</sup> 1日につき	10

(三豊市水道事業給水条例の一部改正)

第16条 三豊市水道事業給水条例（平成18年三豊市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第33条中「に100分の105を乗じて得た合計金額」を「の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額」に、「基本料金及び従量（超過）料金」を「料金」に改める。

第39条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

(三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第17条 三豊市病院事業の設置等に関する条例（平成18年三豊市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の105を乗じて得た額」を「それぞれ消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同条ただし書を削る。

第14条第3項中「100分の105を乗じて得た額」を「それぞれ消費税等相当額を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同条ただし書を削る。

(三豊市公営設置浄化槽管理条例の一部改正)

第18条 三豊市公営設置浄化槽管理条例（平成20年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第2に定める」の次に「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課された金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

使用料

1 高瀬処理区域

（単位：円）

人槽	使用料の月額
5	3, 000
6	3, 300
7	3, 600
8	3, 900
10	4, 400
11～15	5, 350
16～20	6, 300
21～25	7, 250
26～30	8, 500
31～40	11, 100
41～50	13, 750
51～60	31, 000
61～70	34, 000
71～80	37, 000
81～90	40, 000
91～100	43, 000

2 三野処理区域

（単位：円）

人槽	使用料の月額
5	3, 300
6	3, 600

7	3, 900
8	4, 200
10	4, 800
11～15	5, 800
16～20	6, 900
21～25	7, 900
26～30	9, 300
31～40	12, 200
41～50	15, 100
51～60	31, 000
61～70	34, 000
71～80	37, 000
81～90	40, 000
91～100	43, 000

(三豊市文化会館条例の一部改正)

第19条 三豊市文化会館条例（平成22年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「定める」の次に「額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の」を加える。

第14条第2項中「定める額」の次に「にそれぞれ消費税等相当額を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

別表 1 マーガレットホールの使用料の表中

「

4, 000	5, 000	6, 000	58, 000
1, 600	2, 000	2, 400	23, 200
4, 800	6, 000	7, 200	69, 600
1, 920	2, 400	2, 880	27, 840
6, 000	7, 500	9, 000	87, 000
1, 600	2, 000	2, 400	23, 200
7, 200	9, 000	10, 800	104, 400
1, 920	2, 400	2, 880	27, 840

を

」

「

3, 810	4, 770	5, 720	55, 240
1, 530	1, 910	2, 290	22, 100
4, 580	5, 720	6, 860	66, 290
1, 830	2, 290	2, 750	26, 520
5, 720	7, 150	8, 580	82, 860
1, 530	1, 910	2, 290	22, 100
6, 860	8, 580	10, 290	99, 430
1, 830	2, 290	2, 750	26, 520

に改め、

」

同表 2 その他会議室等の使用料の表中

「

4 0 0	4 0 0	1 6 0
1, 200	1, 800	480
6 0 0	9 0 0	2 4 0
6 0 0	9 0 0	2 4 0
7 0 0	1, 050	2 8 0
1, 000	1, 500	4 0 0
6 0 0	9 0 0	2 4 0
6 0 0	9 0 0	2 4 0
5 0 0	7 5 0	2 0 0
6 0 0	9 0 0	2 4 0
6 0 0	9 0 0	2 4 0

「

3 9 0	3 9 0	1 6 0
1, 150	1, 720	460
5 8 0	8 6 0	2 3 0
5 8 0	8 6 0	2 3 0
6 7 0	1, 000	2 7 0
9 6 0	1, 430	3 9 0
5 8 0	8 6 0	2 3 0
5 8 0	8 6 0	2 3 0
4 8 0	7 2 0	2 0 0
5 8 0	8 6 0	2 3 0
5 8 0	8 6 0	2 3 0

を

」

に改める。

(三豊市準用河川土地占用料徴収条例の一部改正)

第20条 三豊市準用河川土地占用料徴収条例（平成24年三豊市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

5 占用のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、この表の備考以外の部分並びに3及び4により計算して得られた額に消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。